

注意喚起!! 消費税は売上税です。消費税法第五条を中心に説明します

[ライブラリ](#)

消費税は売上税

※根底は法律です。計算式は根底ではありませんので、文章で説明します

事業者は、国内で課税資産の譲渡などをしたら消費税を納める義務がある…と、消費税法第五条に定められているので、「消費税」の実態は売上高に課税される「売上税」です。

売上税は担税者も納税義務者も事業者です。消費者に売上税を負担する義務はありません。事業者に預り金も発生しません。

売上高から経費を差し引いた「利益」に課税する所得税（または法人税）とは違い、売上税は売上高に課税されますので、利益がなくても納税義務が発生する不合理な税です。

税の公平負担の原則に反するので、消費税は無効です。

消費税法

（納税義務者）

第五条 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

e-Gov法令検索

<https://laws.e-gov.go.jp/>

最終更新日 2026-07-09

[まこと](#)